

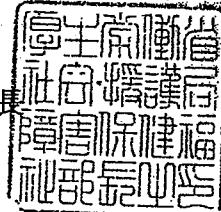
障発1011第1号

平成23年10月11日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

(岩手県知事、宮城県知事、福島県知事、仙台市市長、盛岡市市長、郡山市市長、いわき市市長 を除く)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）
の実施について

障害児・者福祉行政の推進については、平素より種々御配慮を煩わしているところであります。

今般、今後の障害児・者福祉行政のより一層の充実を図るための基礎資料を得るために、別添調査要綱に基づき、平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）を実施することといたしましたので、同要綱の内容に御留意の上、本調査の円滑な実施につき格段の御協力をお願いします。



平成23年生活のしづらさなどに関する調査 (全国在宅障害児・者等実態調査) 調査要綱

1 調査目的

制度の谷間を生まない新たな福祉法制の実施等の検討の基礎資料とするため、在宅の障害児・者等（これまでの法制度では支援の対象とならない方を含む。）の生活実態とニーズを把握することを目的とする。

2 調査対象

全国約4,500国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者等（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）所持者及び障害者手帳は未所持であるが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象とする。

3 調査の実施日

平成23年12月1日（木）

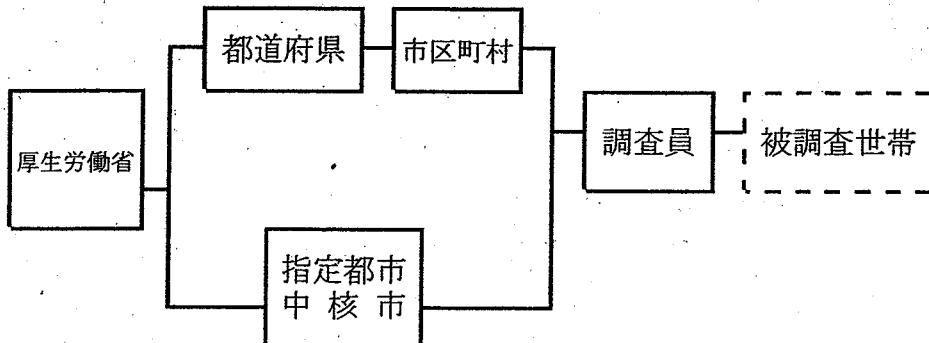
4 調査の事項

日常生活のしづらさの状況、障害の状態、障害者手帳、福祉サービスの利用状況、日常生活上の支援の状況、日中活動の状況、外出の状況、家計の状況等

5 調査の方法

- ① 調査員が調査区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、調査対象者の有無を確認する。
- ② 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する（自計郵送方式）。
- ③ 調査票は、原則として調査対象者本人が記入する。

6 調査の経路



7 調査の集計

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において集計を行い、その結果は平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）概況として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) に掲載し、その後、調査結果報告書を刊行する。